

雲雀平風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 4 月

青森風力開発株式会社

目次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	3
別紙 1	9
別紙 2	10
別紙 3	11
別紙 4	12
別紙 5	13
別紙 6	14

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年3月6日（月）

(2) 公告の方法

①平成29年3月6日（月）付けで、以下の日刊新聞紙に「お知らせ」広告を掲載した。

・東奥日報（朝刊）……………【別紙1参照】

②上記公告に加え、下記の「お知らせ」を実施した。

・青森県のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙2参照】

・六ヶ所村のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙3参照】

・当社のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙4参照】

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所、事業所1箇所の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①自治体庁舎での縦覧

・横浜町役場 1階町民ホール（青森県上北郡横浜町字寺下35番地）

・六ヶ所村役場 3階企画調整課（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475）

・野辺地町役場 1階第1庁舎入口（青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1）

②事業所での縦覧

・青森風力開発株式会社（青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031番地6）

③インターネットでの縦覧

・当社のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙4参照】

（ホームページURL <http://aomoriwinddevelopment.com/>）

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：平成29年3月6日（月）から平成29年4月5日（水）まで

（土、日、祝祭日を除く）

・縦覧時間：午前9時から午後5時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、青森県のホームページか及び六ヶ所村のホームページから当社ホームページにリンクすることにより、参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）の合計は0名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

- ①説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
……………【別紙1～4参照】
- ②上記公告に加え、縦覧場所に「お知らせ」を掲示した。……………【別紙5参照】

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成29年3月16日（木）午後6時30分から
- ・開催場所：吹越生活改善センター（青森県上北郡横浜町字吹越567番地1）
- ・来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月6日（月）から平成29年4月19日（水）まで（必着）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置したご意見箱への投函 ……………【別紙6参照】
- ②当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は0件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1. 動物

No	一般の意見	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p>	<p>コウモリ類については他の動植物と同様、環境影響評価法の定めるところにより、事業の実施による影響をできる限り回避し、または低減する等の環境保全上の配慮を適切に検討します。</p>
2	<p>1. 本方法書における現地調査結果について</p> <p>①「配慮書に対する一般の意見と事業者の見解」では「現況調査は終了している」と記述しているが、本方法書に記載されている現地調査はすべて予備調査であると判断する。なぜならば、法的手続きに従った方法書による影響評価を行わなければならないためである。従って、この事業者見解は無効である。事業者および委託者はコンプライアンスの遵守について説明すること。</p>	<p>現地調査結果を含めて本方法書は国及び県による審査を受けます。審査の結果に基づき適切な調査を検討し対応します。したがってコンプライアンスは遵守していると考えます。</p>
3	<p>②予備調査では環境省絶滅危惧Ⅱ類のモリアブラコウモリが確認されており、近接した豊原風力発電事業の方法書（青森風力株式会社）でもほぼ同時期に確認されている。従って、国内における貴重な個体群の重要な生息地になっている可能性が高い。このような場所は他には報告がほとんどない。さらに本種は比較的高所において採餌飛翔を行うため、バットストライクの影響を受けやすい種群に属している。事業者は風力発電機に衝突するのは鳥類のみではないことを認識する必要があるのではないのか。</p>	<p>コウモリ類については他の動植物と同様、環境影響評価法の定めるところにより、事業の実施による影響をできる限り回避し、または低減する等の環境保全上の配慮を適切に検討します。</p>

No	一般の意見	事業者の見解	
4	2. コウモリ類の音声調査手法について ①バットディテクター調査は、コウモリの活動期に連続して録音を行うこと。録音はブレード回転域の高さで調査を行うこと（以下、高所音声調査）。	コウモリ類の音声調査手法については専門家にアドバイスを求めつつ、高所音声調査の導入の可否を検討します。	
5	②高所音声調査はフルスペクトラム方式の機種を用い、FFT 法による解析を行うこと。他の風力発電アセス事業では、フルスペクトラム方式で調査解析された準備書が多数閲覧されている。ヘテロダイン方式の調査はすでに旧態依然である。最新の知見を伴う影響評価を行うこと。		
6	③高所音声調査で記録された音声は、全パルスを対象に個々のパルスのパラメーターについて整理すること。		
7	④各パラメーターを類型化し、音声からの分類群について解析を行うこと。		
8	⑤解析は現地における風向、風速、雨量、日射放射収支などの気象観測を行いうこと。		
9	⑥高所音声調査による音声の出現状況については、気象、出現時刻および出現時期の関連を考察すること。		
10	⑦高所音声調査で確認されたパルスは、音声分類群ごとにパルスを図示すること。		
11	⑧気象観測塔がなくても、他社の風力アセスメントでは様々な工夫で高所音声調査が行われている。他社の調査手法を見習うこと。		
12	3. その他コウモリ類の調査手法について ①コウモリ類の捕獲調査は、他の哺乳類同様、3季行うこと。事前調査でコウモリ類のみ3季行わなかった合理的な理由を述べよ。		コウモリ類の捕獲調査は、分娩期直前にあたる5月下旬～6月上旬（春季）、出産哺育期にあたる6月下旬～8月上旬（夏季）において、個体への影響を考慮し捕獲調査を避けました。 捕獲調査は、コウモリ類の専門調査員のもとで分散期にあたる9月上旬としました。
13	②予備調査として実施されたサーチライト法により確認されたすべての記録（飛翔高度、その他の周波数、時刻）を示すこと。		準備書以降において、飛翔高度、周波数、時刻等を記載します。
14	③予備調査として実施されたサーチライト法により現地で確認された音声分類群のそれぞれのパルスを図示すること。		音声分類群のパルスデータについては取得しておりません。

No	一般の意見	事業者の見解
15	④前述の②および③が示すことができない場合は、合理性に欠けた意味のない調査であることから、今後の本調査において実施しないこと。	コウモリ類の音声調査手法については専門家にアドバイスを求めつつ、高所音声調査の導入の可否を検討します。
16	4. 専門家意見および事業者の対応について ①「コウモリ類の生態と保全対策」の①および②、「調査手法・今後の事業の進め方」については、コウモリ類に対する風力発電の影響として、すでに一般的な考えなので、今後の一般の意見に対する事業者見解として参考にとすると良い。	「コウモリ類の生態と保全対策」、「調査手法・今後の事業の進め方」については今後の参考とします。
17	②ただし、③保全対策については、何の根拠もないので、参考にするべきではない。すでにバットストライクは国内でも起こっており、他事業の風力アセスメントでは50m以上の高さを多く飛翔している時期が公表されている。従って、30m程度の下端高では確実にバットストライクが起こる。また、隣接した森林の樹高を20mとすれば、下端高はわずか10mである。たとえ下端高が90mであっても、本事業ではまだそれらを把握するまともな調査が行われていないことから、「減らすことができる」という理屈は成り立たない。	保全対策については今後も専門家にアドバイスを求めつつ、検討を行います。
18	③同様の保全対策において事業者は「予定する事業ではハブ高の比較的高い機種を予定しているため、より大きく確保できるしくみ」と述べている。一方、「風車の影」ではローター径86mで予測評価されている。従って、本事業ではハブ高135m、ローター径86mの風力発電機を使用すると解釈される。変更がある場合は関連するすべての影響評価をやり直すこと。	準備書以降では確定した条件で影響評価を行います。
19	④「調査手法・今後の事業の進め方等」で専門家より「ヘテロダイン方式のバットディテクターによる調査とサーチライト法による調査は、検証可能な記録が残らないという点で適切ではない」と指摘されている。従って、予備調査結果は無意味であることから、すべての調査を専門家の指摘の通り、検証可能な方法で高所音声調査を行うこと。	コウモリ類の音声調査手法については専門家にアドバイスを求めつつ、高所音声調査の導入の可否を検討します。
20	⑤本事業は方法書の段階であり、コウモリ類の環境影響評価に資するまともな現地調査結果が得られていないうちから、事後調査についての意見を記載すべきではない。事後調査は保全措置として準備書以降で述べること。	事後調査及び保全措置は準備書以降で述べます。

No	一般の意見	事業者の見解
21	<p>■コウモリ類の調査について</p> <p>事業者は「終わった調査」に対して「方法書への意見」を募集しているが、「調査は終了して手遅れなので意見しても無駄である」とでも言うつもりか？ならば本アセスの「住民意見の募集」は茶番であろう。住民を馬鹿にするな。</p>	<p>今後も環境影響評価法の定めるところにより手続きを進めて参ります。</p>
22	<p>■コウモリ類の調査日数について</p> <p>事業者が行ったコウモリ類の調査（捕獲を除く）は年間わずか6日間である。これはコウモリの活動期間のわずか2%である。わずか数%程度のデータでコウモリの利用頻度がわかるのだろうか？「コウモリの利用頻度」を調査するつもりならば自動録音機能付きのバットディテクターを使用して、長期間の録音をするべきではないのか。</p>	<p>コウモリ類の音声調査手法については専門家にアドバイスを求めつつ、高所音声調査の導入の可否を検討します。</p>
23	<p>■コウモリ類の高高度調査について</p> <p>「風況ポールを撤去した」のは事業者の都合である。「風況ポールを撤去した」ことは「高高度のコウモリ調査をしなくても良い」理由にはならない。撤去したならば別途設置するか代替案を考えること。</p>	
24	<p>■バットディテクターの探知距離について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高硬度におけるコウモリの音声を自動録音すること。これらは、すでに欧米や国内で行われている一般的な調査手法である。</p>	
25	<p>■コウモリ類の調査について</p> <p>コウモリ類の専門家の指摘のとおりコウモリ類については長期間自動録音調査を行い、風速とコウモリの出現頻度を比較すること。高高度におけるコウモリ類の自動録音調査は国内でも手法として確立している。事業者は欺瞞行為をやめるべきではないのか。そもそも、まともに調査もできないならば、コウモリ類の保全対策などできるはずがない。</p>	
26	<p>■哺乳類（コウモリ類）調査地点について</p> <p>P430 哺乳類（コウモリ類）調査地点をみると、「バットディテクター法」の調査ルートが「風力発電設置位置」にない。事業者は「風力発電設置位置にコウモリがいない」という恣意的な結果にするつもりかコウモリ類について追加調査を実施せよ。</p>	<p>現地調査を行う地点・ルート等は、現在の地権者・管理者から立ち入りの了承が得られるという前提のもとで、改変予定箇所に近い環境や対象事業実施区域内の環境区分を代表する場所を勘案して選択していますので、改変予定箇所そのものとはならないことがあります。</p>

No	一般の意見	事業者の見解
27	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、更に低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>ご指摘のような運用上の変更は、コウモリ類に対する保全措置として有効であろうと考えますが、事業採算性とあわせて、適用の可否について検討します。</p>
28	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。</p>	
29	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない（できない）」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。</p>	<p>保全事例数と関係なく保全措置を検討します。</p>
30	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルが発する熱にも誘引される。</p> <p>仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全措置としてあげるならば、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減した」という事例を述べよ。</p>	<p>ライトアップの有無によるバットストライク頻度への影響については検証事例は見当たりませんが、餌となる昆虫が誘引されにくくなることは確実なので、保全対策としては無意味ではないと考えます。</p>
31	<p>■コウモリ類の保全措置について事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと、『カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっているこの方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、環境保全措置、つまり「カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをする」ことを「事後調査の後」まで先延ばしせず、即実施するべきではないのか？なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。</p>	<p>ご指摘のような運用上の変更は、コウモリ類に対する保全措置として有効であろうと考えますが、事業採算性とあわせて、適用の可否について検討します。</p>

2. その他

No	一般の意見	事業者の見解
32	<p>■意見書の提出方法について</p> <p>わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のようにEメールや専用フォームで意見を受け付けないのか？専用フォームならウィルスの心配も少ないだろう。</p>	<p>Eメールや専用フォームでの意見の受付については、今後の検討事項とさせていただきます。</p>

日刊新聞紙における公告【東奥日報 平成 29 年 3 月 6 日付朝刊】

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「雲雀平風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会を開催いたします。

一、事業者の名称

代表者の氏名

事務所の所在地

二、対象事業の名称

原動力の種類

発電所の出力

三、事業実施想定区域

四、縦覧の場所

五、意見書の提出

六、住民説明会の開催

七、問い合わせ先

青森風力開発株式会社

代表取締役 岡山 信広

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎

一〇三一番地六

雲雀平風力発電事業

風力(陸上)

最大三万六千キロワット

青森県上北郡横浜町字雲雀平他

横浜町役場 一階 町民ホール

六ヶ所村役場 三階 企画調整課

野辺地町役場 一階 第一庁舎入口

青森風力開発株式会社

午前九時から午後五時まで

(土・日・祝日を除く)

<http://aomoriwinddevelopment.com/>

(青森風力開発株式会社)

平成二十九年三月六日(月)から

平成二十九年四月五日(水)まで

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置してあるご意見箱にご投函下さるか、郵送によりお寄せ下さい。

氏名及び住所、方法書の名称

環境の保全の見地からのご意見(意見の理由を含む)

平成二十九年四月十九日(水)(必着)

〒〇三九三二一五 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇三一番地六

青森風力開発株式会社 宛

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

吹越生活改善センター 青森県上北郡

横浜町字吹越五六七番地一

平成二十九年三月十六日(木)

午後六時三十分から午後七時三十分

青森風力開発株式会社

電話〇一七五七四一三二八三

雲雀平風力発電事業（環境影響評価手続状況）

更新日付：2017年3月7日 環境保全課

事業名	雲雀平風力発電事業
事業者	青森風力開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大36,000kW
事業実施想定区域	青森県上北郡横浜町宇雲雀平 他
関係地域	上北郡横浜町、野辺地町、六ヶ所村
配慮書	<p>公告：平成28年2月29日</p> <p>縦覧：平成28年3月1日～平成28年3月30日</p> <p>審査会意見：平成28年5月13日（内容はこちらです）</p> <p>知事意見：平成28年5月31日（内容はこちらです）</p>
方法書	<p>内容については ☐ 事業者ウェブサイト をご覧ください。</p> <p>公告：平成29年3月6日</p> <p>縦覧：平成29年3月6日～4月5日</p> <p>説明会の開催：平成29年3月16日 吹越生活改善センター</p> <p>住民等意見の概要：</p> <p>審査会意見：</p> <p>知事意見：</p>
準備書	<p>公告：</p> <p>縦覧：</p> <p>説明会の開催：</p> <p>住民等意見の概要：</p> <p>審査会意見：</p> <p>知事意見：</p>
評価書	公告・縦覧：
事後調査等報告書	<p>提出：</p> <p>公告・縦覧：</p>

関連タグ

- [くらし](#)
- [環境・エコ](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
 電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

[お問い合わせ](#)
[このページを印刷する](#)

ホームページへの掲載【六ヶ所村のホームページ】

六ヶ所村 ROKKASHO VILLAGE

翻訳: English, 中文, 한국어 文字サイズ: 小 中 大

暮らしを愛し、未来へ確信(心安ごと幸せを笑顔できるまち)

ホーム | 村の紹介 | 村とエネルギー | 観光 | 防災 | 暮らしのガイド | 行政情報 | 事業者向け

現在位置: ホーム > 行政情報 > 各課のページ > 企画調整課 > 「雲雀平風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載

「雲雀平風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載

環境影響評価法に基づき、事業者である青森風力開発株式会社が計画している「雲雀平風力発電事業」に係る環境影響評価方法書が掲載されています。

環境影響評価方法書は、当該事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法をまとめたものです。

事業の概要

【事業の名称】 雲雀平風力発電事業
【事業者】 青森風力開発株式会社
【事業の種類】 風力発電所（陸上）
【事業の規模】 最大36,000キロワット
【対象事業実施区域】 青森県上北郡横浜町雲雀平地区

環境影響評価準備書の掲載

【期 間】 平成29年3月6日（月）から 4月5日（水）まで（土日・祝日を除く）
【場 所】 六ヶ所村役場企画調整課内
青森風力開発所（青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031-6）
【時 間】 午前9時から午後5時まで
※なお、掲載内容については下記ホームページでも平成29年4月5日（水）まで閲覧することができます。

青森風力開発所（外部リンク）emoriwinddevelopment.com/

環境の保全の見地からの意見の提出

【期 間】 平成29年3月6日（月）から 4月19日（水）（土日・祝日を除く）
【方 法】 「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記（1）または（2）の方法でご提出ください。
（1）掲載場所に備え付けの意見書箱に投函（平成29年4月19日（水）まで）
（2）事業者宛に郵送

〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031-6
青森風力開発所宛（平成29年4月19日（水）必着）
※意見書に記載する事項
①氏名及び住所、②環境影響評価方法書の名称、③環境保全の見地からの意見
（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表される場合があります。

説明会の開催

【開催日時】 平成29年3月16日（木）午後6時30分から午後7時30分
【開催場所】 秋越生活改善センター（青森県上北郡横浜町字秋越567-1）

問合せ先

青森風力開発株式会社
〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031-6
電話 0175-74-3283
（受付時間：土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

このページの情報発信部門
六ヶ所村 企画調整課
住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附475 電話番号：0175-72-2111（内線番号：351から359）
メールでのお問い合わせはこちらまで

この組織からさがす: [企画調整課](#)

登録日: 2017年2月24日 / 更新日: 2017年3月6日
印刷 | 拡大 | ページの先頭

このカテゴリ内の他のページ

- 統計調査員所長者登録制度
- 社会資本整備計画（都市再生整備計画）と事後評価結果、フォローアップ報告書の公表について
- 「豊後放牧場風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載
- 「豊原風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載
- ★「雲雀平風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載
- 六ヶ所村関係おしほ力関係
- 広報・購買等交付金を活用した事業の概要及び評価報告書
- 六ヶ所村七戸土和田駅乗換会のご案内
- 乗合タクシー利用者アンケート
- 六ヶ所村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 三沢・大板（伊丹）線のお知らせ
- 青森、ソウル線のお知らせ
- 六ヶ所村地域活性化促進事業
- 青森県地域づくりネットワーク推進協議会に登録しました

All Rights Reserved. Copyright © 2017 六ヶ所村 Official Web Site [サイトマップ](#) [掲載からさがす](#)

六ヶ所村役場 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附475 TEL: 0175-72-2111 (代表) FAX: 0175-72-2603

Copyright (C) Rokkasho Village, All Rights Reserved.

ホームページへの掲載【当社のホームページ】



 事業目的

- 青森県地元資本による風力発電事業の確立
- 新たな長期安定雇用の確保
- 再生利用可能エネルギー普及による全世界の環境保全

 NEWS

- [豊後平WF方法書](#) を公開しました
 - [豊後平WF方法書（要約書）](#) を公開しました
 - [豊原WF方法書](#) を公開しました
 - [豊原WF方法書（要約書）](#) を公開しました
 - [豊畑WF方法書](#) を公開しました
 - [豊畑WF方法書（要約書）](#) を公開しました
- ※ブラウザはInternet Explorerをお使い下さい



青森風力開発株式会社

〒039-3215
青森県上北郡六ヶ所村倉内字笹崎1031-6

縦覧場所における広告

住民説明会のお知らせ

雲雀平風力発電事業

会 場：吹越生活改善センター（横浜町字吹越 567-1）

開催日：平成 29 年 3 月 16 日（木）

時 間：午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分

豊原風力発電事業

会 場：豊原集会場（六ヶ所村大字倉内字笹崎 1524）

開催日：平成 29 年 3 月 17 日（金）

日 時：午後 7 時から午後 8 時

豊畑放牧場風力発電事業

会 場：数牛生活改善センター（東北町谷地頭 1-10）

開催日：平成 29 年 3 月 15 日（水）

時 間：午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分

ご意見記入用紙

雲雀平風力発電事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見書

平成 年 月 日

事業者

青森風力開発株式会社 宛

提出者 住 所：

氏 名：

次のとおり環境影響評価方法書に対する意見書を提出します。

意 見 の 内 容	
-----------------------	--

意見書の提出期間

平成 29 年 3 月 6 日(火)～平成 29 年 4 月 19 日(水)

意見書の提出方法

備え付けのご意見箱にご投函下さい。

下記、事業者までご郵送頂いても構いません(平成 29 年 4 月 19 日必着)。

お問い合わせ先

名 称：青森風力開発株式会社

所在地：〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 1031 番地 6

電 話：0175-74-3283 (土、日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

担 当：橋本

ご意見は環境影響評価の実施に際して参考にさせていただきますが、ご意見に対する回答を含め、個別に対応は致しませんので、あらかじめご承知おき下さい。